

深川市森と木を身近に感じる推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林環境譲与税を活用し、森林づくり活動や木工製作等を通じて木と触れあう活動など、地域の活動組織が行う自発的な木育活動を促進し、地球温暖化の防止及び森林の有する多面的機能の発揮などの森林の果たす役割等について、市民理解の醸成を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「実施主体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 自主的かつ組織的な活動により、事業を完遂できると認められる団体
- (2) 市内において本要綱に基づく事業を実施し、かつ確実に遂行できると認められる団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 植樹及び育樹活動
- (2) 木工製作体験活動
- (3) 森林環境教育活動
- (4) その他、市長が認める木育活動

(補助対象経費)

第4条 補助対象の経費は次のとおりとする。

科 目	区 分	摘 要
交通費	人員輸送費	バス等借上料（集合・解散場所から現地までの往復）
資材費	器具・用具代等	購入費、借上料
	苗木代等	購入費
環境整備費	歩道等整備費	歩道、苗床、樹名板、樹木等の整備費
指導者経費	謝金等	旅費を含む
事務費	印刷費	パンフレット・チラシ等の作成費

(補助金額)

第5条 市長は、年度ごとの予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費の一部を実施主体に補助する。なお、補助金の交付額は、補助対象経費の3/4以内とし、1団体あたり原則30万円を上限とする。

(事業の採択等)

第6条 本事業の採択に係る補助申請等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 事業の申請

本事業を実施しようとする団体は、市長が指定する期日までに「深川市森と木を身近に感じる推進事業補助金交付申請書」（別記様式第1号）を提出する。

- (2) 事業の採択

市長は、前項により提出された申請書の内容を審査し、事業の採択の適否を判定する。なお、補助金の適正な執行を図るため、必要があると認められるときは、事業の内容に修正等を加えることができるものとする。

- (3) 事業実施の通知

市長は、前項の結果について、「深川市森と木を身近に感じる推進事業補助金交付通知書」（別記様式第2号）により実施主体に通知するものとする。

(4) 概算払い

市長は、前項の通知をした団体から「深川市森と木を身近に感じる推進事業補助金概算払い申請書」（別記様式第3号）の提出があった場合は、補助金の概算払いを行うものとする。

(事業の実施報告等)

第7条 本事業の実施に係る報告等の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 事業完了の報告

実施主体は市長に対し、事業完了後30日以内に「深川市森と木を身近に感じる推進事業完了報告書」（別記様式第4号）を提出するものとする。

(2) 補助金の交付

市長は、前項の完了報告書の審査のうえ補助金の額を確定し、「深川市森と木を身近に感じる推進事業補助金支払通知書」（別記様式第5号）により、実施主体に速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の取消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 事業の申請について、不正の事実があった場合

(2) 補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 本事業の遂行が第6条3項の通知に付した条件に違反していると認められた場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により取り消しを行ったときは、実施主体に対し、その旨通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、実施主体に対し、交付の取り消しの通知をした日から20日以内に補助金の返還を命ずるものとする。

2 実施主体は、補助金の返還を命じられたときは、速やかに市に当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 実施主体は、本事業で実施する木育活動について、「森林環境譲与税」を活用した取組であることを広く参加者等にPRするものとする。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。